

広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時におけるブロック塀等の倒壊等による被害を防止し、市民の安全を図ることを目的に、ブロック塀等の所有者等が行う倒壊のおそれがあるなどの危険性を有するブロック塀等の撤去に要する経費に対し、予算の範囲内で広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、広島市補助金等交付規則(昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるとともに、規則第27条の規定に基づき手続の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀、組積造(れんが、石等)の塀その他これらに類する塀をいう。
- (2) 道路 一般交通の用に供している不特定の者が通行する道をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 撤去工事 既存のブロック塀等を撤去することをいう。
- (5) 補助事業 本要綱に基づき、ブロック塀等撤去工事に要する費用の一部について補助を受けて実施する事業をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助事業の対象となるブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀等」という。)は、本市の区域内に存する民間ブロック塀等(国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)、その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有に属するブロック塀等以外のブロック塀等をいう。)で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 道路に面するもの
- (2) 道路の地面(以下「道路面」という。)からの高さが1メートル以上となる部分を有するもの
- (3) 道路面からの高さが道路境界線から当該ブロック塀等までの水平距離を超えるもの
- (4) 別表の基準により危険性を有するものと認められるもの

(事業要件及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市、国、本市以外の地方公共団体等から補助金その他これに類するものの交付を受けていないもの
- (2) 補助金の交付の決定を受けた会計年度の末日までに、事業を完了し、かつ、補助金の額の確定を受けたもの

2 補助金の対象経費は、撤去工事に要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内において、この対象経費に2/3を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、150,000円を限度とする。

(補助申請前の協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする所有者等は、事前に市長と協議を行うものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書（別記様式第1号）及び安全性に係るチェックリスト（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助事業の着手（補助事業の契約）の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。

- (1) 当該補助対象ブロック塀等の所有者を確認できる書類（土地又は建物の登記事項証明書で申請日から3月以内に交付されたもの等）
- (2) 当該補助対象ブロック塀等の所有者（区分所有されている補助対象ブロック塀等にあつては当該補助対象ブロック塀等の管理を行う団体の代表者、共同所有されている補助対象ブロック塀等にあつてはその代表者）について、本市市税の滞納がないことを証する書類（申請日から3月以内に交付されたもの）
- (3) 所有者と管理者の関係を証する書類及び所有者が補助事業の実施について承諾した旨を証する書類（補助金の交付を受けようとする者が管理者の場合に限る。）
- (4) 区分所有されている補助対象ブロック塀等にあつては当該補助対象ブロック塀等の管理を行う団体の総会の決議書等又は共同所有されている補助対象ブロック塀等にあつては共有者全員の同意書
- (5) 付近見取図
- (6) 配置図（敷地及び道路に面しているブロック塀等の位置関係を示すもの）
- (7) 道路に面しているブロック塀等の高さ、厚さ、長さなどを示す図面
- (8) 現況写真（カラー・全景、近景、傾き、著しいひび割れや損傷の有無等の状況がわかるもの）
- (9) 撤去工事に要する経費に係る見積書（補助対象外経費がある場合は、当該経費の部分がわかるようにすること。）
- (10) 課税事業者届出書（消費税及び地方消費税の課税事業者に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 本要綱に基づく補助金の交付は、1敷地につき1回限りとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつた場合には、これを審査して補助金を交付するかどうかの決定をするものとし、補助金を交付すると決定したときは広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、補助金を交付しないと決定したときは広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、補助事業に要する経費に充てること。

- (2) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業について、領収証書等の書類及び交付決定通知書等の帳票は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておくこと。
- (6) 規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
- (7) 補助事業が完了したときは、その完了の日から40日以内（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内）又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日）までに、第10条第1項に規定する広島市民間ブロック塀等撤去工事補助事業実績報告書に同項に掲げる書類を添えて市長に提出すること。
- (8) 第6条第2項ただし書きの規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金交付決定額から減額して実績報告すること。
- (9) その他、規則及びこの要綱を遵守すること。

3 市長は、前項に定める条件のほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助金の経理等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておかなければならない。

（補助事業内容の変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、決定後において規則第12条第1項各号に掲げる変更等を行う場合は、遅滞なく広島市民間ブロック塀等撤去工事補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、広島市民間ブロック塀等撤去工事補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第6号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から40日以内（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内）又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日）までに、広島市民間ブロック塀等撤去工事補助事業実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事の実施に関する契約書の写し
- (2) 撤去工事の実施に要した経費に係る請求書又は領収証書の写し
- (3) 撤去工事の作業前、作業中及び作業後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書を提出する者のうち、第6条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、補助金の交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合には、当該報告書に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認し、適合すると確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金額確定通知書(別記様式第8号)により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の補助金の額の確定通知を受けた者は、遅滞なく広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、規則第12条第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付決定取消(変更)通知書(別記様式第10号)により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付決定(全部・一部)取消通知書(別記様式第11号)により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金返還命令書(別記様式第12号)により期限を定めてその返還を求めるものとする。この場合において、当該返還を求める補助金に係る加算金及び延滞金の納付については、規則第20条の規定による。

(消費税相当額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金消費税仕入控除税額報告書(別記様式第13号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任規定)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係） 安全性に係る基準

1 コンクリートブロック造の塀の場合

項目		基準
(1)	高さ	塀の高さは道路面から 2.2m以下
(2)	厚さ	塀の厚さは 10 cm以上
		塀の高さが 2.0m超え 2.2m以下の場合は 15 cm以上
(3)	基礎	基礎がある
(4)	健全性	傾き、著しいひび割れや損傷等がない
高さ 1.2m以上の場合		
(5)	控え壁	塀の長さ 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある

2 組積造（れんが、石等）の塀の場合

項目		基準
(1)	高さ	塀の高さは道路面から 1.2m以下
(2)	厚さ	塀の厚さは高さの 1/10 以上
(3)	基礎	基礎がある
(4)	健全性	傾き、著しいひび割れや損傷等がない
塀の厚さが高さの 15%未満の場合		
(5)	控え壁	塀の長さ 4.0m以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある

別記

様式	書類	関係条文
様式第1号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書	第6条第1項
様式第2号	安全性に係るチェックリスト	第6条第1項
様式第3号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書	第7条第1項
様式第4号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金不交付決定通知書	第7条第1項
様式第5号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助事業変更（中止・廃止）承認申請書	第9条第1項
様式第6号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助事業変更（中止・廃止）承認通知書	第9条第2項
様式第7号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助事業実績報告書	第10条第1項
様式第8号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金額確定通知書	第11条
様式第9号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書	第12条
様式第10号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付決定取消（変更）通知書	第13条第1項
様式第11号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付決定（全部・一部）取消通知書	第13条第2項
様式第12号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金返還命令書	第14条
様式第13号	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金消費税仕入控除税額報告書	第15条